

令和4年度広島県更生保護功労者顕彰式に当たり、一言お祝いを申し上げます。

平成28年に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき翌29年に閣議決定された「再犯防止推進計画」に則り、我が国は国を挙げて再犯防止に取り組んで参りましたが、この運動において中心的役割を果たしたのは、保護観察所と、ボランティアとしてその活動を支えている更生保護関係機関の皆様方であります。また、言うまでもなく、更生保護に関係する皆様は、それ以前から長きにわたり、社会を明るくする運動等、犯罪と非行を防止し、罪を犯した者の立ち直りに力を尽くして来られました。保護司を始めとするボランティアに支えられた更生保護活動は、世界的に見ても珍しいものであり、国際社会において高く評価されております。昨年3月に京都で開催された刑事司法分野における国際連合最大の会議である第14回京都コンGRESSにおいて、我が国は、世界保護司会議を開催し、保護司を始めとする地域ボランティアの有用性などを世界に向けて発信しました。

また、検察庁においても再犯防止活動は重要な施策の一つであり、広島地方検察庁においても、不起訴とする者や起訴後に執行猶予の判決を受けて釈放される者などについて、保護観察所に橋渡しをお願いして更生保護施設に引き継ぐ事例が毎年数十件あります。このように更生保護関係機関の皆様は、検察庁にとっても重要なパートナーです。

今年、顕彰の榮譽を受けられる皆様は、これら更生保護機関の一員としてあるいはそれを支える民間の協力者として、長きにわたり更生保護活動に尽力をされた方々ばかりであり、刑事司法の一翼を担う者として、また皆様のパートナーの一員として、深く敬意を表するとともに、心より感謝する次第です。

そして、更生保護に関わる全ての皆様が、その活動を一層充実させ、我が国の更生保護制度の更なる発展に寄与されることを祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。